

安八町告示第7号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年12月23日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年2月6日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸二 清
大平 文雄 大平

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

平成30年12月23日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年10月25日の町村会評議員会の折のタクシーデ1,370円と1,680円の計3,050円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書（複合）
新幹線代他町長分（10／25町村会評議員会の折総務課長立替分）
2. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令明細書（複合）
3. 平成29年度 証拠書類貼付台紙
4. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 同い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年12月27日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成29年10月25日の町村会評議員会の折のタクシーダイ1,370円と1,680円の計3,050円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年1月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年1月6日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

なお、別に平成31年1月9日、平成31年1月29日付で本件請求に係る追加書類を受理した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しく

は不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成31年1月10日、平成31年2月5日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 ① 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 岐町村第1355号 平成29年9月1日「国会議員と町村長との懇談会の開催について(事前連絡)」が平成29年9月8日(受付第1579号)付で、岐阜県町村会 事務局長 山村 和弘から安八町長(以下「町長」という。)に郵便で送達された。
- (2) (1)の内容は、「1. 日時 平成29年10月25日(水)午前11時30分~、2. 場所 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 全国町村会館2階ホール/Tel 03-3581-0471(以下「全国町村会館」という。)、3. 出席をお願いする先生方 岐阜県選出の自由民主党国会議員、4. 本会出席者 県内全町村長、5. 日程 11:30~12:30 岐阜県町村会評議員会(以下「評議員会」という。) / 13:20~16:30 町村長セミナー(以下「セミナー」という。) / 17:00~19:00 国会議員と町村長との懇談会(以下「懇談会」という。)、6. その他 ①10月25日の宿泊(全国町村会館)を希望される方は、9月29日(金)までに本会まで連絡願います。/②この会議等に係る旅費及び宿泊料は、貴町村にて支弁願います。」であった。
- (3) 岐町村第1471号 平成29年9月25日「国会議員と町村長との懇談会の開催について(通知)」が平成29年9月25日(受付第1734号)付で、岐阜県町村会 会長 井戸 敬二から町長に郵便で送達された。
- (4) (3)の内容は、「①日時 平成29年10月25日(水)午後5時~、②場所 全国町村会館、③出席者 <国会議員側>(予定)岐阜県選出の自由民主党国会議員 / <町村側>全町村長、県事務局長、④その他 懇談会前に評議員会(11:30~12:30)、セミナー(13:20~16:30)を開催しますので、併せてご出席いただきますようお願いします。/懇談会の参加負担金として2,000円を当日徴収させていただきますのでご了承願います。」であった。
- (5) 平成29年9月26日、FAXにて「出席」の報告をした。
- (6) 町長は、平成29年10月25日(水)に(3)にて通知を受けた評議員会、

セミナー、懇談会（以下「評議員会等」という。）に出席した。

(7) 町長は、平成29年10月25日（水）に（3）にて通知を受けた評議員会等の開催場所に向かうため、東京駅から全国町村会館までの区間（1,370円）でタクシーを使用した。

(8) 評議員会（平成29年10月25日（水）11：30～12：30）では、4件の議題について協議・報告がされた。

(9) セミナー（平成29年10月25日（水）13：20～16：30）では、総務省自治税務局環境・自動車税制企画室長と厚生労働省老健局介護保険計画課長から政策説明を受けた。

(10) 懇談会（平成29年10月25日（水）17：00～19：00）では、岐阜県選出国会議員と懇談会が開催された。

懇談会では定期総会において採択された決議及び平成30年度国の予算並びに施策に関する要望書を手交し、要請が行われた。

(11) (8)、(9)、(10)の後、町長は全国町村会館で町村側の出席者らと積極的に意見交換をし、その日は同所で宿泊した。

(12) 町長は、平成29年10月26日（木）に（3）にて通知を受けた懇談会等の開催場所から帰町するため、全国町村会館から東京駅までの区間（1,680円）でタクシーを使用した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

2 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

4 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体

の長は、当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その権限と職務は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるのであれば、許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方と良好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書に添付された平成29年度証拠書類貼付台紙には、タクシ一代として東都交通株式会社の1,370円の領収書と東京無線の1,680円の領収書が添付されているが、それぞれのタクシー使用がどこから乗車したのか、そして、どこで降りたのか記載がなくタクシー利用の詳細が不明であり、それぞれのタクシ一代について公金の支出の証拠書類であるタクシー使用の内容における記載が乏しく疑義が持たれるものであると言わざるをえない。地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されており、本件、タクシー使用は乗車場所及び降車場所が不明であり必要且つ最小の限度を超えての支出ではないことが証することができず違法若しくは不当な公金の支出と言わざるをえないものであり、また、本件、町村会評議員会とはどのような目的の会であり、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証できなければ支出として許されないものである。」との理由から、「第1 監査の請求／3 請求の趣旨が必要且つ最小の限度を超えての支出でないことを証することができなければ違法若しくは不当な公金の支出であり、安八町が損害を被ったと言わざるをえない。」と主張している。

ちなみに、請求人が前段で主張している理由の根拠は、住民監査請求追加書類の提出について（平成31年1月9日受付第3206号、平成31年1月29日受付第3498号）であると考える。

本件監査では、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(6)の公務性について検討することとした。

地方公共団体が公金を支出するにあたっては、財政運営を健全に維持するために、

第6 判断に当たっての関係法令等について／1、2、3のとおりである。

また、町長の権限と職務については、第6 判断に当たっての関係法令等について／4 町長の権限及び職務についてのとおりである。

本件についてこれをみると、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(6) の目的は国政と町村政について意見交換を図ることであり、その経緯については、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(1)、(2)、(3)、(4)、(5) のとおりであった。

そして、その詳細については、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(8)、(9)、(10)、(11) のとおりであった。

これらのこととを 第6 判断に当たっての関係法令等について／1、2、3、4 に当てはめてみると、安八町のまちづくりにおいても他町村との連携は必要不可欠であり、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(10) 中、定期総会において採択された決議の実現は何よりも優先されるべき事項であると考える。

したがって、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(6) は、「若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくり」に資するものであることがいえ、そうであるから評議員会は、首長である町長の職務の範囲内であり、公務と認められる。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(7)、(12) に係る公金の支出については、本件請求は公務と認められる評議員会等に付随して支出されたものであることから、町に損害を与えるものないと判断する。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由及び住民監査請求追加書類の提出について（平成31年1月9日受付第3206号、平成31年1月29日受付第3498号）の記載のとおり、公務であること等を証する書面を安八町が保有していないことを理由に、本件請求が「違法若しくは不当な公金の支出と言わざるをえないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

行政が取り扱う公金は、町民の負担する税金等で賄われていることに鑑み、違法若しくは不当な公金の支出、また、その行為によって安八町が損害を被っている等の疑念や不審を抱かれることのないよう透明性を確保するとともに、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応していくべきである。